

茨木市立保育所民営化基本方針

(平成 24 年 10 月 4 日市長改定)

1 目 的

近年の社会経済情勢の変化に伴って増大・多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応することが求められている一方、茨木市の財政環境は、市税収入が減少し、社会福祉経費が増加する厳しい状況が続いている。

こうした状況のもと、保育サービスの充実と地域における子育て支援等を推進するため、今日的課題を踏まえた公・私立保育所(園)の役割分担と行政の責任を明らかにし、民間活力を一層活用した、より効果的・効率的な保育行政を展開し、もって市民サービスの向上を図ることを目的とする。

2 市立保育所の機能と役割

存続する市立保育所は、入所児童に対する通常保育に加え、障害児等配慮が必要な児童の保育について、これまで市立保育所が果たしてきた実績を踏まえ、次のような機能と役割を果たす地域の子育ての基幹的拠点とする方向で運営する。

- (1) 配慮が必要な入所児童及び課題を抱える保護者に対する、より専門的な支援及び保育サービスの提供
- (2) 在宅子育て家庭における配慮が必要な児童及び課題を抱える保護者に対するセーフティネットの強化
- (3) 子育てボランティアグループ、私立保育園、保育行政等関係機関と連携した地域子育て支援ネットワークの推進

3 民営化の考え方

- (1) 行財政改革が一層求められる環境の中で、より効率的な保育所運営の推進を図るとともに、延長保育をはじめ、一時保育や休日保育等、様々な保育ニーズへの対応が求められていることから、私立保育園の柔軟性や即応性に着目し、地域で求められる保育ニーズにきめ細かく対応することを目的として、市立保育所の民営化を進める。
- (2) 私立保育園は、保育サービスの充実に努めるとともに、地域で求められるきめ細かな保育サービス提供の中心的役割を担う。
- (3) 市は、就労形態の多様化に伴う保育ニーズの拡大等、地域の保育需要の動向を的確に把握し、私立保育園が迅速かつ適切(柔軟)に対応できるよう支援するとともに、保育内容などの指導を通じて、適切な保育サービスの提供に取り組むほか、家庭や地域の様々

な社会資源との連携を図りながら、地域全体の保育力の増進に努める。

4 民営化する保育所の考え方（施設配置）

平成 24 年 10 月 1 日現在、市内には、市立保育所 10 か所、私立保育園 31 か所、合計 41 か所の保育所（園）がある。

民営化にあたっては、市立保育所の 3 つの機能と役割を果たす、地域の子育ての基幹的拠点として位置づけることから、公・私立保育所（園）のバランス及び連携を考慮した、これまでの 5 ブロック（東、西、南、北、中央）による施設配置を継承し、5 か所の保育所の民営化を実施する。

ただし、今後、社会経済情勢や保育行政を取り巻く環境の変化などから、存続する市立保育所のあり方を再検討することがある。

5 民営化する保育所の選定

民営化する保育所を選定するにあたり、各ブロック（地域）の中で、地域の子育ての基幹的拠点として、市立保育所が有する機能と役割を考慮するとともに、公・私立保育所（園）の適正な配置バランス等を総合的に判断し、民営化する保育所を選定する。

ただし、所庭が児童遊園と併設している保育所及び地域子育て支援センターの機能を有している保育所は選定しないこととする。

【選定基準】

- (1) 市立保育所が有する機能と役割を考慮して存続させる視点
 - 在所する要配慮・障害児童の割合が高い保育所
 - 地域における在宅児童の割合が高い保育所
 - 基幹的拠点としての配置バランスを考慮して利便性が高い保育所
 - 待機児童のうち、当該保育所を希望する割合が高い保育所
- (2) 移管先法人の安定的な運営と継続性を考慮した視点
 - 地域における 0 歳から 5 歳児童数が多い保育所
 - 在所する児童数が多い保育所
 - 建物の経過年数が少ない保育所

6 民営化の方法

(1) 移管先の募集及び選定の枠組み

移管先は、北摂 7 市 3 町の区域に主たる事務所を置く社会福祉法人を対象に公募するものとし、その詳細は別途定める募集要領による。

移管先の選定は、応募法人の保育目標、保育内容、サービスの向上、資金計画及び経理状況等を総合的に勘案して行うものと

し、その実務は別途設ける選定委員会において処理する。

(2) 財産の承継に係る移管条件

土地は、相当の期間にわたり無償貸与する。

建物及び備品等は、無償譲渡する。

(3) 保育内容の承継に係る移管条件

市立保育所の民営化に伴う保育環境の急激な変化を最小限にとどめるため、次の事項の履行を移管先に義務づけるほか、これ以外に必要な事項については、茨木市と移管先が別途締結する協定書の定めるところによる。

保育士の人数については、協定書に定める配置基準によること
保育士の構成については、個々の保育士の専門性と経験年数に配慮すること

保育時間については、移管前の保育時間を最低限とすること
費用負担については、保護者の負担軽減に留意するとともに、移管前に徴収していた費用以外の負担を求める場合（保護者が希望するサービスを提供する場合を除く。）は、(5)の協議の場に諮ること

休園日については、日曜日、祝祭日及び年末年始とすること

給食については、アレルギー及び宗教食の対応を行うこと

健康診断については、関係法令等の定めによるほか、入所児童の状況により適切に行うこと

障害児保育については、保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号）及び茨木市障害児保育実施要綱（平成 24 年 4 月 1 日実施）によること

苦情処理については、関係法令等の定めによって体制を整備し、これを適切に運用すること

(4) 移管先への引継ぎ

円滑な引継ぎのため、1年以上の期間をかけて移管する保育所の新旧職員が協力して保育に携わるものとする。このうち、移管前に移管先の職員が当該保育所にて協力する機会を必ず設け、その時期及び期間は、茨木市が指定する範囲で移管先が選択する。

(5) 移管条件の履行及び保育内容の変更・充実

移管条件の履行については、移管時の入所児童が卒園するまでの間、入所児童の保護者、移管先及び茨木市の三者で組織する協議の場を設けて確認するとともに、移管先の管理・運営事項以外で、保育内容を変更・充実する場合は、三者で協議するほか、これらに問題がある場合には三者協力して、その解決に努める。

7 民営化の年次計画

平成 26 年度を初年度として、3 年間かけて実施する。

【移管時期及び移管保育所】

移管時期	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
移管保育所	下穂積保育所 鮎川保育所	道祖本保育所 中津保育所	玉島保育所

8 茨木市立保育所民営化基本方針実施要領

本方針の趣旨、背景、経緯、解釈等を記載した実施要領を作成し、今般の民営化に関する市民、関係団体等に対する説明責任を果たす一助とするとともに、本方針の趣旨・内容を踏まえた、民営化の適切かつ円滑な実施に努める。

ブロック別保育所（園）配置状況

（ ）内は定員：名

ブロック	市立保育所名	私立保育園名
東	総持寺(70)・鮎川(120)	茨木山水(150)・ちとせ(130) 末広(90)・白川敬愛(120) さくらんぼ(30)・あいの三島(120) 庄(70)・東さくら(120)
西	春日(90)・下穂積(120)	ほづみ(90)・なかよしわんぱく(60) こどもの園敬愛(120)・松ヶ本(90) 中穂積敬愛(90)
南	沢良宜(90)・玉島(120)	東奈良敬愛(90)・たんぼぼ(90) 天王(160)・おとのは(90) 水尾(120)・玉櫛たちばな(120) くるみ敬愛(90)・たんぼぼ bambi(30)
北	道祖本(170)・郡(120)	たんぼぼ安威(160)・山手台(90) 彩都(90)・豊原学園(90) 郡山敬愛(120)・彩都敬愛(30)
中央	中央(110)・中津(120)	茨木(70)・たちばな(180) ひだまり(60)・たんぼぼ中条(150)

（平成24年10月1日現在）

